

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

保険医療機関の指定(保険課)

種畜証明書の交付(畜産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画事業の認可(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七百八十号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護の関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第二十五条にお

いて準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
友絨会 皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七七八	平成九年七月一日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成九年四月一日
いけだ整形外科クリニック	米子市安倍二二六一	平成九年四月四日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一三	平成九年五月一日
医療法人社団 安部内科医院	米子市西福原一五五六一七	〃
内浜クリニック	米子市彦名町九六四一	平成九年五月十九日
おけがわ眼科	鳥取市叶二九三一二	平成九年六月一日
岸本内科医院	八頭郡家町大字池田二〇六一	平成九年六月二十日
にしがみ眼科	米子市新開二丁目一四五	平成九年七月一日
いわさき皮膚科クリニック	米子市福市八六二一九	平成九年七月十六日
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町一七〇三一四七二	平成九年四月一日
マブチ歯科医院	鳥取市今町二丁目三〇一	平成九年七月一日
堀内診療所歯科	鳥取市西品治七四九一三	〃
たかの歯科クリニック	米子市博労町二丁目三一	平成九年七月十二日
だいちち薬局	八頭郡智頭町大字智頭一八九三三五	平成九年三月十七日
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡東郷町大字中興寺三五五一五	平成九年三月十八日
さくら薬局	倉吉市東昭和町一五八一	平成九年四月一日
有限会社フォルテシモ	米子市西福原一六六九	〃
トベ薬局	米子市彦名町一	〃
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井町二丁目八一七	平成九年四月九日

西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇一三二二	平成九年五月一日
ハワイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六一五一六	平成九年六月二日
みなと調剤薬局	米子市花園町一三〇一一九	々
ハート調剤薬局	米子市新開二丁目一三一五三	平成九年七月二十五日
ふくいち薬局	米子市福市八六二一一〇	平成九年八月一日
かわばた薬局	鳥取市川端五丁目二〇五	平成九年八月二十五日
西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭四八二	平成九年四月一日

鳥取県告示第七百八十一号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十二号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七七八	平成九年六月三十日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成九年三月三十一日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一三三	平成九年四月三十日
安部内科医院	米子市西福原一五五六一七	々
堀内診療所	鳥取市西品治七四九一三	平成九年六月三十日
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井町一丁目八一七	平成九年四月八日
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇一三二二	平成九年四月三十日
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町一三〇一一九	平成九年六月一日

鳥取県告示第七百八十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取市職人町二五 イズモト歯科医院	所在地	鳥取市新町二〇	鳥取市職人町二五	平成九年六月二日

鳥取県告示第七百八十三号

健康保健法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一一	平成九年十一月十八日
清水歯科クリニック	鳥取市湯所町二丁目三三一	平成九年十一月二十日
山本歯科医院	鳥取市扇町一二七	平成九年十一月二十一日

鳥取県告示第七百八十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種番証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼育者の住所又は所在地及び氏名又は名称
					父	母		
平9 鳥取県臨第1号	糸木裕	黒毛和種	平成8年 7月16日	鹿兒島県 日野郡日南町	糸北土井	とく79	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平9 鳥取県臨第2号	神茂勝	〃	平成8年 9月15日	鹿兒島県 薩摩郡 杵臼院町	平茂勝	まさこ1	1級	〃
平9 鳥取県臨第3号	峯勝	〃	平成8年 9月21日	鹿兒島県 薩摩郡 薩摩町	平茂勝	ふじよし1	1級	〃

鳥取県告示第七百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
若桜町
- 二 事業の種類
水ノ山スポーツ広場（仮称）建設工事及びこれに伴う取付道建設工事

三 起業地

- 1 収用の部分 八頭郡若桜町大字替米字シヨムカ地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八頭郡若桜町大字若桜八〇一―五
若桜町役場

鳥取県告示第七百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画流通業務団地造成事業 米子流通業務団地造成事業
- 三 事業施行期間
平成九年十二月二日から平成十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 米子市大字赤井手、大字今在家及び大字二本木の各一部
 - 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十二月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 輝

申請者	氏名	株式会社 三洋物産			
	住所	名古屋市千種区今池三丁目9-21			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRミリオンス ロットS3	株式会社 三洋物産	700308	平成9年12月2日から3年間
申請者	氏名	株式会社 平和	住所	桐生市広沢町二丁目3014-8	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間
			中島 権		

申請者	氏名	タイヨーエリック 株式会社			
	住所	名古屋市西区見寄町125			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CR海底天国7	タイヨー エリック 株式会社	700318	平成9年12月2日から3年間
申請者	氏名	株式会社 尚球社			
	住所	松阪市中万鐘突2185-2			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ゴクラ	株式会社 尚球社	740288	平成9年12月2日から3年間